

甘楽町有機農業実施計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、甘楽町が実施する「有機農業実施計画策定支援業務委託」の委託にあたり、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名：甘楽町有機農業実施計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容：甘楽町有機農業実施計画策定支援業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間：委託契約締結日から令和6年1月31日（水）まで
- (4) 事業費上限額：3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 甘楽町建設工事請負事業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中ではない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその暴力団員又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (5) 会社再生法に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者は除く）でないこと。
- (6) 過去に地方自治体等の農業振興に係る計画策定及び類似業務の実績を有していること。なお、アンケート調査、印刷製本等の業務の一部のみ受託した実績は含まない。

4 実施スケジュール

項目	日程
公告及び町ホームページでの公表	令和5年5月 8日（月）
募集要領等配布	令和5年5月 8日（月）
参加表明	令和5年5月 8日（月）～ 令和5年5月22日（月）
募集要領等に関する質問受付	令和5年5月 8日（月）～ 令和5年5月17日（水）午後5時

質問に対する回答	随時
企画提案書受付	令和5年5月19日（金）～ 令和5年5月26日（金）午後5時
選定委員会	令和5年6月 5日（月）
結果通知	令和5年6月上旬
契約締結	結果通知後7日以内

※各日程については、事務の都合により変更する場合があります。

5 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ア 甘楽町有機農業実施計画策定支援業務委託仕様書
- イ 甘楽町有機農業実施計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ウ 甘楽町有機農業実施計画策定支援業務委託公募型プロポーザル別記様式

(2) 配付方法

甘楽町公式ホームページ内に掲載する。

6 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加表明書等を以下により提出すること。なお、参加表明受付期間を過ぎての提出は受け付けない。

(1) 受付期間及び提出方法

- ア 受付期間 令和5年5月8日（月）～5月22日（月）
- イ 提出方法 持参又は郵送（配達の有無が確認できる方法によること）
※郵送の場合、令和5年5月22日（月）必着
- ウ 提出先 〒370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1
甘楽町役場 企画課 財政係

(2) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績書（様式第3号）
- エ 業務実施体制（様式第4号）
- オ 誓約書（様式第5号）
- カ 国税及び地方税の納税証明書

7 質問及び回答

企画提案に関する質問がある場合は、質問書（様式第6号）を提出すること。口頭による質問は不可とする。また、本プロポーザルに関する質問は、提出書類等の作成に係る質問に限るものとし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けない。

(1) 提出期限

5月17日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

原則としてメール若しくはFAXにより産業課農林係へ送付すること。また、質問書の送信後に受領確認のため、送信した旨を産業課農林係へ電話連絡すること。

(3) 提出先

E-mail : nourin@town.kanra.lg.jp

FAX : 0274-74-5813

(4) 回答方法

寄せられた質問への回答については、令和5年5月18日(木)までに甘楽町公式ホームページ内にて随時回答する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出届(様式第7号)1部

イ 企画提案書(A4版横、10ページ以内)12部(正本1部、副本11部)及びそれらの電子データ(CD)1部

「9 審査・選定方法(3) 評価基準」を参考に、具体的な実施方法を記載すること。社名は記載しないこと。

ウ 業務工程表(任意様式)1部

業務のスケジュールと役割分担が具体的にわかるように提案すること。

エ 見積書(様式第8号)及び内訳書(任意様式)

合計金額のほか、積算内訳を記載した内訳書を添付すること。見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

(2) 提出期限 令和5年5月26日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送(郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。)

(4) 提出先 甘楽町役場 企画課 財政係

9 審査・選定

本プロポーザルは、書類審査とする。

(1) 審査・選定方法

ア 一次審査として、事務局において書類審査による応募資格の要件等の審査を行う。

イ 一次審査に合格した提案者の企画提案書等の内容について、甘楽町有機農業実施計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)が下記「(3) 評価基準」を基準に判断し、評点方式にて契約

候補者を選定する。

ウ 委員会において各委員の評点の合計点のうち最高点と最低点をつけた委員の合計点を除いた委員の総合計点を採用する。なお、得点が同点となった場合は、「企画力」の評価点の高いものを上位とする。すべての得点が同じ場合は、委員会で協議のもと委員長が選定するものとする。

(2) 審査・選定に係る注意事項及び書類等の取り扱い

ア 企画提案書提出締切日以降の資料の追加や変更は認めない。

イ 委員会は非公開で行い、審査内容は一切公表しない。

ウ 提案者が1者のみの場合も審査・選定を実施する。

(3) 評価基準

区分	評価の視点	配点
① 業務実施体制	本町との打合せや問合せに的確・迅速に対応でき、確実な業務を遂行できる体制が取られているか。	10
② 業務実績	過去において農業振興に関する計画策定又は類似業務の実績を有しているか。	10
③ スケジュール	仕様書の内容に基づき、効率的なスケジュールが計画されているか。	10
④ 目的の理解度	本業務の背景、課題や目的、関係法令等必要な知識を有しているか。	10
⑤ 基礎調査等	本町の現状等を的確に把握しているか。	15
⑥ 企画力	本町の地域性を活かした実施計画とするため、適切かつ有益な提案がなされているか。	25
⑦ その他	本業務に対する意欲、熱意が見られるか。	10
⑧ 見積額	業務目的を達成でき、かつ経済的な見積額の提案となっているか。	10

10 審査・選定結果の通知

審査・選定結果は提案者に書面で通知する。

(1) 通知日 令和5年6月上旬

(2) 審査・選定結果についての問合せ及び審査・選定結果に対する異議申立ては一切応じないものとする。

11 契約の締結

(1) 審査・選定後、契約候補者と甘楽町の間で業務の詳細を協議の上、最終的な契

約内容・金額を確定し、契約を締結する。

※地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約による。

- (2) 契約候補者との協議が整わない場合は、次点者と業務の詳細等を協議の上、上記と同じ手続きにより契約を締結する。

12 失格条項等

- (1) 提出書類を期日までに提出しない場合
- (2) 「本要領3 参加資格」を満たしていない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (4) 見積額が当該事業費上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会委員長が失格であると認めた場合

13 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出するものとする。
- (4) 本委託業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、甘楽町に帰属するものとする。
- (5) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
- (6) 契約候補者が決定するまで間、提案者の数等は公表しないものとする。
- (7) 企画提案書等は、選定に伴う作業等に必要な範囲内において、複製を作成する場合がある。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。

14 問合せ先

〒370-2292

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1

甘楽町役場 産業課 農林係

電話：0274-64-8319

FAX：0274-74-5813

E-mail：nourin@town.kanra.lg.jp